（禁止命令等の方法）

**第五条**　法第五条第一項又は第三項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）は、別記様式第五号の禁止等命令書を交付して行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、緊急を要し別記様式第五号の禁止等命令書を交付するいとまがないときは、禁止命令等を口頭で行うことができる。この場合において、別記様式第五号の禁止等命令書は、可能な限り速やかにこれを交付するものとする。

（禁止命令等に係る通知の書面）

**第六条**　法第五条第七項の規定による通知は、別記様式第六号の通知書により行うものとする。

［条を削る。］

［条を削る。］

（住所又は居所の移転に関する警察署長への届出）

**第七条**　警告の申出をした者（当該警告の申出に係る法第四条第三項又は第四項の通知を受けた者を除く。）又は禁止命令等の申出をした者（当該禁止命令等の申出に係る法第五条第六項又は第七項の通知を受けた者を除く。）は、警察署の管轄区域を異にして住所又は居所を移転しようとするときは、移転後の住所又は居所を現在の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。

（他の警察本部長への通知）

**第八条**　警視総監又は道府県警察本部長は、前条の規定による届出に係る移転後の住所又は居所の所在地が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合には、速やかに、当該届出をした者の氏名、住所（移転した場合は、移転後の住所）及び居所（移転した場合は、移転後の居所）を当該他の都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

（禁止命令等有効期間延長処分の申出の受理）

**第九条**　法第五条第九項の申出の受理は、別記様式第七号の禁止命令等有効期間延長処分申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第七号の禁止命令等有効期間延長処分申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

（禁止命令等の方法）

**第五条**　法第五条第二項に規定する禁止命令等（法第六条第七項の規定により行うものを含む。以下「禁止命令等」という。）は、別記様式第五号の禁止等命令書を交付して行うものとする。

［項を加える。］

（禁止命令等に係る通知の書面）

**第七条**　法第五条第五項の規定による通知は、別記様式第六号の通知書により行うものとする。

（仮の命令の方法）

**第八条**　法第六条第二項に規定する仮の命令（以下「仮の命令」という。）は、別記様式第七号の仮命令書を交付して行うものとする。ただし、緊急を要し仮命令書を交付するいとまがない場合であって、当該仮の命令の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

（仮の命令に関する公安委員会への報告事項）

**第九条**　法第六条第四項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　仮命令書の番号

二　仮の命令を受けた者の住所等、氏名及び生年月日

三　警告の申出をした者の住所、居所及び氏名

四　警告の申出があった日

五　仮の命令の有効期間

六　仮の命令をした理由

七　その他参考となるべき事項

（住所又は居所の移転に関する警察署長への届出）

**第十条**　警告の申出をした者は、警察署の管轄区域を異にして住所又は居所を移転しようとするときは、移転後の住所又は居所を現在の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。ただし、当該警告の申出に係る事案に関する法第五条第二項の聴聞が終了している場合（当該聴聞に係る禁止命令等が行われていない場合を除く。）又は法第六条第六項に規定する意見の聴取が終了している場合は、この限りでない。

［条を加える。］

［条を加える。］